

「クリーンウッド・ナビ」に関する お問い合わせ窓口

専門家
がお答え
します!

クリーンウッド・ナビの掲載内容についてのお問い合わせは、
以下からお気軽にどうぞ!

クリーンウッド・ナビ

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>



これまでにあった **お問い合わせ** と **回答の例**

Q 当社は2×4のパネルを製造し施工まで行っていますが、登録木材関連事業者になれますか?

A 登録を受ければ登録木材関連事業者になれます。登録は登録実施機関（全国で6機関のどれか）に申請することになります。各登録実施機関の連絡先などはクリーンウッド・ナビに掲載されている情報を参照してください。

Q クリーンウッド法に基づいた木材はどこで手に入るのですか?

A 購入先に、「クリーンウッド法に基づいて合法性が確認できた木材が欲しい」と要望してください。購入先からの納品書等にその旨が明記された木材を入手することができます。

Q 合成木材・再生木材はクリーンウッド法の「木材等」になりますか?

A 合成木材・再生木材といわれている樹脂と木質材料（建築廃材を木粉にしたもの等）との混合で作られた製品は、クリーンウッド法の対象外です。

Q A国から木材を輸入しています。A国での合法性適合証明書と思われる書類を持っている業者から購入していますが、これでクリーンウッド法に適合した木材といえますか?

A 貴社が合法性に関する情報を納入先などから収集して、それをもとに合法性が確認できたと貴社が判断すればその旨を記載して販売していただくことになります。収集した情報では合法性が確認できないとお考えの場合は、さらに他の情報も求めて確認していただくことになります。

Q 当社はプレカット業を営んでおり、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく団体認定を受けています。販売先から「クリーンウッド法に基づいた合法伐採木材を供給できるか?」と聞かれました。どのように対応すればよいでしょうか?

A 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づいて、納入する木材の合法性を証明する書類（合法木材証明書）を発行すれば、それを活用して販売先の事業者はクリーンウッド法に基づく合法伐採木材であることの確認ができます。

「クリーンウッド・ナビ」 活用ガイド

WEBサイト「クリーンウッド・ナビ」では、クリーンウッド法^{*}の制度解説に加え、木材等の合法性の確認の参考となるさまざまな国や地域の現地情報と事例、ワシントン条約や森林認証制度の概要、諸外国の合法伐採木材等の流通・利用促進の取組みなど、みなさんの実務に役立つ各種情報を掲載しています。このパンフレットでは、それらの内容をご紹介します。^{*}合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称：クリーンウッド法）



なるほど!
よくわかる
合法伐採
木材

登録木材関連事業者
になるには
どんな手続きが必要?



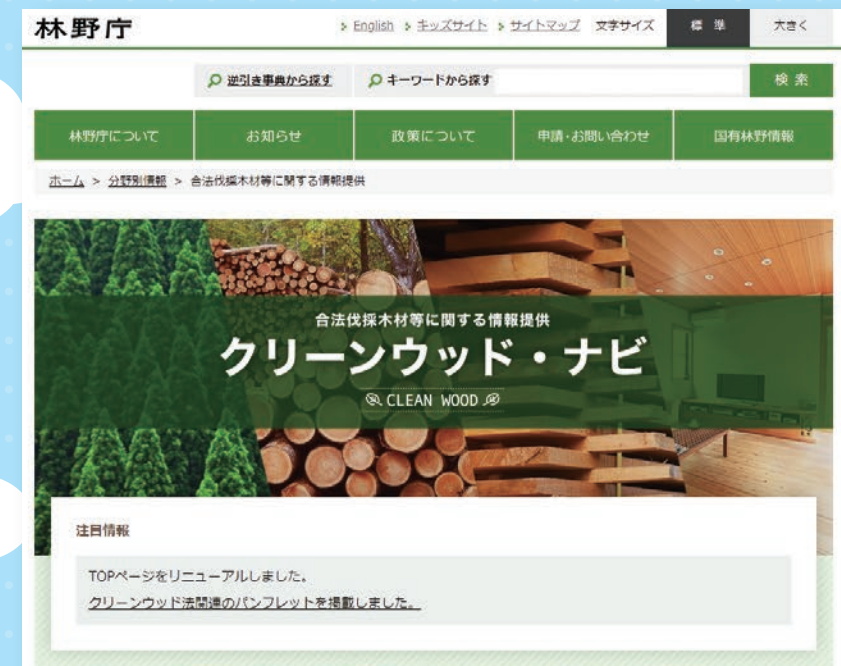
地元の
登録木材関連事業者
を知りたい



輸入先の木材が
合法伐採木材なのか
知りたい



クリーンウッド法
に基づいた木材を
扱いたい



**すべての木材関連事業者は、
取り扱う木材等の
合法性の確認が必要です**

「木材関連事業者」とは?

クリーンウッド法では、木材等を取り扱うすべての事業者を「木材関連事業者」としています。丸太や製材、合板を取り扱う事業者、紙や家具等を取り扱う事業者、木材を使用する建設業者なども木材関連事業者です。木材関連事業者は、取り扱う木材等の合法性の確認が必要です。制度の仕組みなど、あなたの実務に活用いただける「クリーンウッド・ナビ」をぜひご覧ください。



合法性確認
に活用！

さまざまな国や地域の 現地情報と 事例を掲載

調査事業に基づく情報を掲載

「グリーンウッド・ナビ」では、木材関連事業者の皆様が、取り扱われる木材等の合法性を適切に確認できるように、32の国・地域（令和2年12月現在）について、木材の流通や関連法令等に関する情報を収集・整理した調査事業の結果をもとに、情報を掲載しています。また、詳細な国別情報を掲載している調査報告書を閲覧することができます。

EU木材規則 (EUTR)
関連情報も充実！

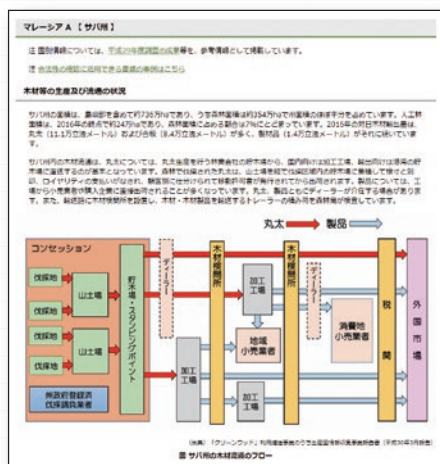
国別情報 ※国名をクリックすると各国のページが見られます。



掲載国一覧 (令和2年12月現在)

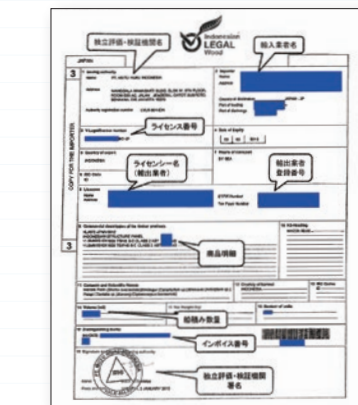
- アジア**
 - インドネシア・韓国・カンボジア・タイ・中国・フィリピン
 - ベトナム・日本・マレーシア (サバ州 サラワク州 半島部)
 - ミャンマー・ラオス
- アフリカ**
 - 南アフリカ
- 大洋州**
 - オーストラリア
 - ソロモン諸島
 - パプアニューギニア
 - フィジー
 - ニュージーランド
- 北米**
 - カナダ
 - 米国
- 中南米**
 - エクアドル
 - チリ
 - ブラジル
 - メキシコ
 - ペルー
- ヨーロッパ**
 - イタリア
 - エストニア
 - スウェーデン
 - フィンランド
 - ラトビア
 - ルーマニア
 - ロシア
 - 欧州連合

掲載ページの例

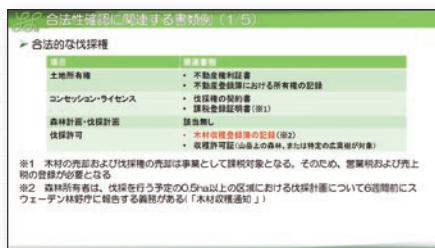


マレーシア (サバ州) のページ

各国ごとに、木材等の生産及び流通の状況、合法伐採木材に関連する法令等及びその運用、その他木材等の適正な流通の確保に関する情報、合法性の確認に活用できる書類の事例、委託・補助事業の成果 (調査報告書) が掲載されています。



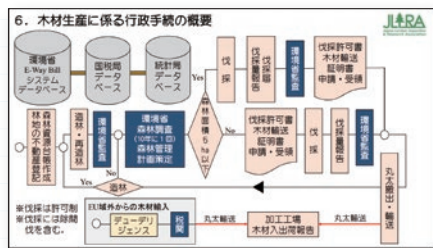
木材合法性証明文書 (V-Legal Document) 事例 (インドネシア)



合法性確認に関連する書類例 (スウェーデン)



合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 (エクアドルのページ)



木材生産に係る行政手続の概要 (エストニア:調査報告書より)

実務に役立つ 各種情報を掲載

パンフレットのダウンロード

グリーンウッド法の制度や、事業者向けの手引きなど、これまでに発行されたパンフレットをダウンロードできます。



ワシントン条約、森林認証など

ワシントン条約 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES)) や、森林認証・CoC認証 (FSC、PEFC、SGEC) の制度概要を紹介。合法性確認の基礎情報としてご活用いただけます。



登録実施機関の一覧

グリーンウッド法に基づき、取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は「登録実施機関」による登録を受けることができます。この登録業務を行う6機関のリストを掲載しています。登録をご検討の方は、ここに掲載されている登録実施機関にご相談ください。

登録実施機関名 (令和2年12月現在)

公益財団法人 日本合板検査会	一般社団法人 日本森林技術協会
公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	一般財団法人 建材試験センター
一般財団法人 日本ガス機器検査協会	一般社団法人 北海道林産物検査会

外国の合法伐採木材等の 流通・利用促進の取組み

米国、EU、オーストラリア、韓国について、違法伐採木材の取引規制など合法伐採木材等の流通・利用促進に関する法令を紹介しています。



登録木材関連事業者の 一覧を掲載

「グリーンウッド・ナビ」では、グリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者の一覧を掲載しています。この一覧には、事業者名、住所、登録事業の別 (第一種、第二種)、取り扱う木材等の種類などが掲載されており、キーワード検索が可能です。合法伐採木材等を取り扱う事業者を選ぶ際の参考として活用することができます。この一覧は、登録実施機関からの情報提供をもとに定期的に更新しています。



登録
木材関連事業者の
データベース!